第九条の九第一項及び第二項中「若しくは第四十一条の九第三項」を「、第四十一条の九第三項若しくは第四十一条の十二の二第二項若しくは第三項」に改め、同条に次の三項を加える。

8　第一項の場合において、居住者又は内国法人が第二条の五第九項に規定する支払の取扱者から交付を受ける同項に規定する特定上場株式等配当等（第十項において「特定上場株式等配当等」という。）につき租税特別措置法第九条の三の二第一項の規定により徴収されるべき所得税について第一項に規定する租税条約の特定規定に基づき軽減又は免除を受けようとするときは、当該居住者又は内国法人は、特典条項条約届出書等に代えて、第二条の五第九項に規定する特例届出書（同項の規定による書類の添付があるものに限る。）に特典条項関係書類等を添付した書類（次項及び第十項において「特典条項特例届出書等」という。）を提出することができる。

9　前項の規定により特典条項特例届出書等を提出する場合には、第二項中「当該特定配当等に係る資産、契約その他の所得の基因となるものが当該対象特定配当等に係るものと同一であるもの」とあるのは「第二条の五第九項に規定する特定上場株式等配当等」と、「条約届出書等（」とあるのは「第八項に規定する特例届出書（」と、「提出済条約届出書等」とあるのは「提出済特例届出書等」と、「係る特典条項条約届出書等」とあるのは「係る第八項に規定する特典条項特例届出書等」と、「当該特典条項条約届出書等」とあるのは「当該特典条項特例届出書等」と、第三項中「提出済条約届出書等」とあるのは「提出済特例届出書等」と、「特典条項条約届出書等」とあるのは「特典条項特例届出書等」とし、第四項から第七項までの規定は適用しない。

10　第二条の五第十二項の規定は特定上場株式等配当等の支払を受ける居住者又は内国法人が当該特定上場株式等配当等につき第八項の規定により特典条項特例届出書等を提出する場合について、同条第十三項から第十八項までの規定は特定上場株式等配当等の支払を受ける居住者又は内国法人が当該特定上場株式等配当等につき第八項の規定により特典条項特例届出書等を提出した場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第十八項中「第一項又は第二項に規定する届出書」とあるのは「第九条の九第一項に規定する特典条項条約届出書等」と、「当該届出書」とあるのは「当該特典条項条約届出書等」と、「第一項に規定する届出書」とあるのは「同項に規定する特典条項条約届出書等」と読み替えるものとする。

第九条の十第一項中「、第二条の二第一項及び第二項前段、第二条の三第一項及び第二項前段、第二条の四第一項及び第二項前段、第二条の五第一項及び第二項前段」を「並びに同条第十五項（同条第十六項の規定の適用を受ける場合に限り、第九条の五第九項において準用する場合を含む。）、第二条の二第一項、第二項前段（同条第十一項において準用する場合を含む。）及び第九項、第二条の三第一項、第二項前段（同条第十項において準用する場合を含む。）及び第八項、第二条の四第一項、第二項前段（同条第十項において準用する場合を含む。）及び第八項、第二条の五第一項、第二項前段（同条第十一項において準用する場合を含む。）及び第九項」に、「、第十項、第十一項及び第十六項」を「同条第七項の規定の適用を受ける場合を含む。）、第十三項、第十四項及び第十九項」に改め、「規定する届出書」を、「規定する源泉徴収義務者」の下に「又は支払の取扱者」を、「当該届出書」の下に「、書面」を加え、同条第三項中「及び第七項、第二条の二第一項第十一号、第二条の三第一項第十一号、第二条の四第一項第十一号、第二条の五第一項第十号」を「、第七項及び第十六項、第二条の二第一項第十一号及び第九項第十号、第二条の三第一項第十一号及び第八項第十号、第二条の四第一項第十一号及び第八項第十号、第二条の五第一項第十号及び第九項第九号」に、「第十項、第十一項及び第十六項」を「第七項、第十三項、第十四項及び第十九項」に、「同条第十項、第十一項又は第十六項」を「同条第七項、第十三項、第十四項又は第十九項」に改め、「条約届出書等」の下に「、特例届出書」を加える。

第十三条の二第一項及び第二項中「利子等」を「一般利子等」に改める。

第十五条第一項第三号中「若しくは第十項」を「若しくは第十三項」に、「若しくは第四十一条の九第三項」を「、第四十一条の九第三項若しくは第四十一条の十二の二第二項若しくは第三項」に改め、同項第四号中「第九条の五第十項又は第九条の六第九項」を「第九条の五第十三項又は第九条の六第十二項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定、第二条第一項の改正規定、同条第四項第六号の改正規定、同条第五項及び第八項の改正規定、第二条の二第一項、第四項及び第七項の改正規定、第二条の三第一項及び第四項の改正規定、第二条の四第一項及び第四項の改正規定、第二条の五第一項及び第四項の改正規定、第三条の二の改正規定、第九条の二の改正規定、第九条の五第一項の改正規定（「、これらの規定」の下に「第二条第十項の規定を除く。」を加える部分を除く。）、同条第二項の改正規定、第九条の六第一項の改正規定（「以下第六項」を「以下第七項」に改める部分を除く。）、同条第二項の改正規定、第九条の七第一項及び第二項の改正規定、第九条の八第一項及び第二項の改正規定、第九条の九第一項及び第二項の改正規定、第十三条の二の改正規定並びに第十五条第一項第三号の改正規定（「若しくは第十項」を「若しくは第十三項」に改める部分を除く。）は、平成二十八年一月一日から施行する。

（復興特別所得税に関する省令の一部改正）

2　復興特別所得税に関する省令（平成二十四年財務省令第六号）を次のように改める。

第八条第三項第二号中「、第二条の二第一項、第二項前段、第四項から第六項まで及び第八項、第二条の三第一項、第二項前段及び第四項から第六項まで、第二条の四第一項、第二項前段及び第四項から第六項まで、第二条の五第一項、第二項前段、第四項から第六項まで及び第八項（租税条約等実施特例省令第九条の九第七項において準用する場合を含む。）」を「並びに同条第十五項及び第十六項（これらの規定を租税条約等実施特例省令第九条の五第九項において準用する場合を含む。）、第二条の二第一項、第二項前段（同条第十一項において準用する場合を含む。）、第四項から第六項まで、第八項及び第九項並びに同条第十四項及び第十五項（これらの規定を租税条約等実施特例省令第九条の六第九項において準用する場合を含む。）、第二条の三第一項、第二項前段（同条第十項において準用する場合を含む。）、第四項から第六項まで及び第八項並びに同条第十四項及び第十五項（これらの規定を租税条約等実施特例省令第九条の七第十項において準用する場合を含む。）、第二条の四第一項、第二項前段（同条第十項において準用する場合を含む。）、第四項から第六項まで及び第八項並びに同条第十四項及び第十五項（これらの規定を租税条約等実施特例省令第九条の八第十項において準用する場合を含む。）、第二条の五第一項、第二項前段（同条第十一項において準用する場合を含む。）、第四項から第六項まで、第八項（租税条約等実施特例省令第九条の九第七項において準用する場合を含む。）及び第九項並びに同条第十五項及び第十六項（これらの規定を租税条約等実施特例省令第九条の九第十項において準用する場合を含む。）」に、「、第八項（「第七項（」を「第七項、第十項（」に、「第八項から第十項まで及び第十二項、第九条の八第一項並びに第九条の九第一項」を「第十一項から第十三項まで及び第十五項、第九条の七第一項及び第八項、第九条の八第一項及び第八項並びに第九条の九第一項及び第八項」に改め、「による復興特別所得税についての届出書」の下に「、書面」を加え、「第九条の五第一項及び第九項、第九条の六第一項及び第八項」を「第九条の五第一項及び第十二項、第九条の六第一項及び第十一項」に改める。

○財務省令第三十五号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）及び所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百六十五号）の施行に伴い、並びに同令附則第五条第二項並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十条、第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項、第二百二十七条並びに第二百二十八条第一項及び第二項並びに所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第三十三条第四項第八号、第二百六十七条第二項及び第三百五十二条の二第二項第四号の規定に基づき、所得税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月三十一日

財務大臣　麻生　太郎